



9月は世界アルツハイマー月間です

毎年9月21日は、世界アルツハイマーデーです。この日を中心に認知症の啓蒙や様々な取り組みが行われています。

湯浅町では、認知症になっても安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指して、有田圏域の医療、福祉事務所、行政が協力して設立した「認知症と共に生きるまちづくり実行委員会」を中心に活動しています。

誰もが認知症を正しく理解し、他人ごとではなく自分のこととして考えるきっかけとなるような啓発活動等を行っています。

「認とも arida2022 認知症と共に生きるまちづくりイベント」を開催します

内容

講話：「認知症でも、だいじょうぶ ～母と私の20年～」
「ばあばは、だいじょうぶ」著者 楠 章子先生
体操：「おうちで楽しくできる認知症予防体操」
有田市立病院理学療法士 奈良岡 隆也先生

日時：9月18日① 13時30分～15時30分(受付13時～)

場所：有田川町地域交流センターALEC
(有田郡有田川町下津野704)

定員：先着100名

申込み方法：QRコードを読み取り必要事項を入力

主催：認知症と共に生きるまちづくり実行委員会



2018年映画化されました

「ばあばは、だいじょうぶ」
楠 章子：作 いしいつとむ：絵
童心社

湯浅えき蔵図書館でも貸し出し中！

STORY

大好きなばあばがこの頃変わってしまいました。何度も同じ質問をしてきたり、得意だった編み物ができなくなったり。ばあばは「わすれてしまう病気」なんだ。そして冬の寒い日、ばあばはいなくなった…

若い、認知症、介護といったとても難しい、しかし誰もが避けては通れない問題を子どもの視点から描き出しています。

記憶を少しずつ失っていても、それでも変わることのない人間性、家族のつながりを描き出す感動作です。



湯浅えき蔵図書館で啓発ブース展示中

後期高齢者医療制度の被保険者証の色が「うすいオレンジ色」→『うすい緑色』に変わります

問 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688
湯浅町健康推進課国保年金係(7番窓口) ☎65-3008

令和4年9月30日の有効期限満了に伴い、被保険者証(以下、「保険証」)を更新します。

新しい保険証は、『うすい緑色』です。9月下旬に簡易書留郵便で送付しますので、新しい保険証が届くまでは、現在お持ちの「うすいオレンジ色」の保険証をご使用ください。(「うすいオレンジ色」の保険証は10月1日以降使用できません。)

○現在お持ちの保険証「うすいオレンジ色」について

新しい保険証「うすい緑色」がお手元に届いたら、「うすいオレンジ色」の保険証は、細かく裁断するなどし、住所・氏名などが他人に知られないよう十分ご注意ください。処分してください。

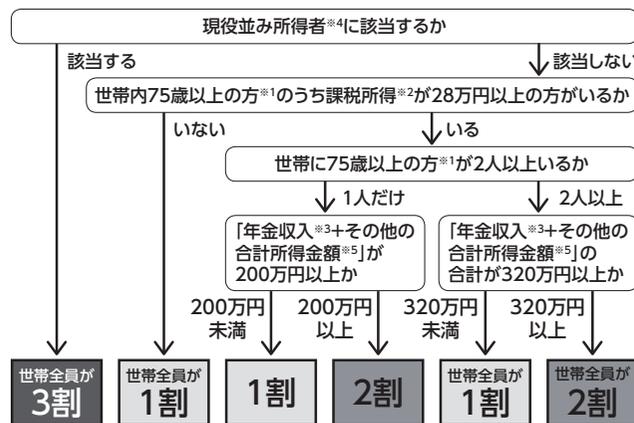
※一定以上の所得がある方は、一部負担金の割合が1割から2割に変更になっている場合がありますのでご確認ください。(10月1日から変更となります。)

(例)今まで1割であった方が2割負担に変更となる場合⇒「2割(令和4年9月30日までは1割)」と表示されます。

❗ 窓口負担割合 2割の判定方法

問 厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719

世帯の窓口負担割合が2割となるかは、主に以下の流れで判定します。



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは
75歳以上の方(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
- ※2 「課税所得」とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。
- ※4 課税所得 145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

「申請はもうお済みですか?」
住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金申請締切が
迫っています

問 福祉課福祉係(11番窓口) ☎64-1120

※受給には手続きが必要です

令和3年度及び令和4年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、対象となる世帯に確認書をお送りしています。

申請締切日までに確認書の提出をお願いします。

申請締切日:9月30日(金)

※返信用封筒で返送する場合は締切日消印有効